

## 平成31年第1回定例会(平成31年3月11日)

総務企画消防委員会委員長 (首藤 正 委員長)

総務企画消防委員会は、去る3月4日の本会議において付託を受けました『議第1号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第5号)』関係部分、その他2議案につきまして、翌5日に委員会を開会し、慎重に審査をいたしましたので、その経過と結果についてご報告いたします。

初めに、『議第1号 平成30年度 別府市一般会計補正予算(第5号) 関係部分』についてであります。

まず、『消防本部』関係部分では、当局から、高規格救急車の購入に当たり、入札により生じた差額について関係予算を減額するものである旨の説明がなされました。

委員から、入札において過剰な見積ではなかったのか、これ程大きな差額が出た原因は何か、との質疑に対し当局から、積算に当たり情報収集が不十分であったと考えられるため、今後はさらに適正な積算となるよう努力していきたいとの答弁がなされました。

次に、『総務課』関係部分では、5件の市有地売却に伴う土地売却収入5億390万3千円の追加額や、老朽化した市役所庁舎の改修工事の入札に伴う関係予算の減額、さらに、修繕や清掃委託といった庁舎維持管理の経費の不用額等についてそれぞれ詳細な説明がなされました。

続きまして、『職員課』関係部分では、職員人事管理に要する経費において、退職者の人数が増えたことによる増額と、退職手当の支給率の引き下げによる減額との相殺により、1千33万8千円を減額する旨の説明が、また、『市民税課』関係部分では、特別徴収の納付書の様式を変更するための業務委託料172万8千円及び関係手数料10万8千円について、事務の効率化等を次年度に検討するために減額することや、法改正に伴う課税システム対応業務委託料において、140万4千円が執行不要になったことによる減額について説明がなされた次第であります。

次に、『総合政策課』関係部分では、「湯のまち別府ふるさと応援寄附金」の増加により、当初の見込みから770万8千円を追加するものである旨の説明が、また、総合政策アドバイザーの謝礼金が不要になったことによる減額、さらには、秋草葬祭場や藤ヶ谷清掃センターの人件費を精算するため、「広域行政に要する経費」において、それぞれ負担金を減額する等の説明がなされました。

これに対し委員から、総合政策アドバイザーの経費について、謝礼金の額が低すぎるということが要因ではないかとの質疑に対し、当局から全般的な制度のあり

方を含め、今後検討していきたいとの答弁がなされました。

また、別の委員より、アドバイザーの活動状況は公表されているのかとの質疑がなされ、当局から特別委員会における資料等により報告できるよう努めたいとの答弁がなされた次第であります。

続きまして『財政課』関係部分では、競輪事業収入の1億円を一般会計に繰り入れるための追加補正や、基金積立金の追加額として、湯のまち別府ふるさと応援寄附金、土地売却収入及び競輪事業収入等をそれぞれ原資として、「湯のまち別府ふるさと応援基金」、「べっふ未来共創基金」、「別府市公共施設再編整備基金」の3基金に各々積み立てる等の説明がなされました。

予算議案の最後、『防災危機管理課』関係部分であります。地域防災に要する経費では、朝見川の洪水浸水想定区域のハザードマップ作成等に係る経費として、396万7千円の追加額を、また、同経費の「被災者台帳システム」導入に係る経費において、151万3千円を減額するとの説明がなされました。

さらに、防災無線整備に要する経費の委託料や地震津波等被害防止対策に要する経費のマンホールトイレ設置工事費等において、それぞれ不用額を減額し、関連する歳入予算についても同様に追加又は減額するとの詳細な説明がなされた次第であります。

委員から、防災サイレンが聞き取りにくく、内容が解りづらいが、改善策は検討しているのか、との質疑に対し、当局から、同様の意見をいただいております、最善策を検討中であるが、聞こえない場合は、テレホンサービスで確認してもらうなど周知を図っていきたいとの答弁がなされました。

採決の結果、『議第1号』に係るいずれの補正予算議案も当局の説明を了とし、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、条例議案2件についてであります。

まず、『議第17号 別府市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について』では、職員のボランティア活動や地域活動が積極的に行われるようになり、交通事故などを起こした場合の失職の特例の適用に関し、その事由を見直すものであり、「公務中」又は「通勤途中」の事故に限定した部分を拡大するものであるとの説明がなされました。

続きまして、『議第18号 べっふ未来共創基金条例の制定について』では、本市の総合戦略である「べっふ未来共創戦略」の諸施策を着実かつ計画的に実施するための財源確保を目的とし、制定する基金条例であり、既存の別府市ONSENツーリズム推進基金条例は廃止し、当該条例の目的であった「市街地の活性化」や「歴史的建造物等の保存及び活用」等は、新規制定条例に継承するとの説明がなされました。

委員から、この基金の活用について、「べっふ未来共創戦略」の重点課題であ

る南部振興事業や図書館等一体的整備事業の財源確保を最優先に考えているとの説明がなされたが、これらの事業の財源は公共施設再編整備基金へ積み立てられるべきものであり、条例制定の根拠が分からないとの質疑に対し、当局から、公共施設再編整備基金は公共施設の老朽化対策である公共施設保全実行計画を実施するための財源である。また一方で新規制定条例は、「べっふ未来共創戦略」に関する施策の財源確保を目的としており、南部振興事業や図書館等一体的整備事業については、この「べっふ未来共創戦略」を推進する中で実施するとの答弁がなされました。

また、別の委員からは、従前の「別府市ONSENツーリズム推進基金」で積み立てられた中心市街地の活性化に関連する基金がこの条例に引き継がれるのではないかと質疑に対し、当局から、「別府市ONSENツーリズム推進基金」では、中心市街地の活性化を含めた「市街地の活性化」の目的を引き継ぐものであるとの答弁がなされました。

以上、2件の条例議案のうち、『議第17号』については、当局の説明を適切・妥当と認め、原案のとおり可決すべきものと決定し、『議第18号』においては、一部委員から、中心市街地の活性化がなおざりになっているとして、反対する旨の意思表示がなされましたが、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上が、当委員会に付託を受けました議案の審査とその結果についての報告であります。

何とぞ、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。